

監査公表第6号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果を下記のとおり公表する。

令和6年8月19日

田原市監査委員 河合 孝喜
田原市監査委員 内藤 浩

記

- 1 準拠した基準
田原市監査基準
- 2 監査の種類
定期監査（地方自治法第199条第4項）
- 3 監査の対象
令和5年度における福江中学校区内の小中学校の施設の管理運営
対象団体：福江中学校区内の小中学校
所管課：教育総務課
- 4 監査の着眼点
 - (1) 過去の監査結果に対して必要な措置はとられているか。
 - (2) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
 - (3) 現金等の取扱事務は適正に行われているか。
 - (4) 切手類・通帳等の管理は適正に行われているか。
 - (5) 支出に係る事務は適正に行われているか。
 - (6) 交付金に係る事務は適正に行われているか。
 - (7) 薬品類の管理は適正に行われているか。
 - (8) 校内における安全管理は適正に行われているか。
 - (9) 災害発生時における安全対策が適正に行われているか。
 - (10) 施設・遊具等の安全点検は適正に行われているか。
 - (11) 備品・図書・寄附物品の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施方法

各課から提出された監査資料に基づき、証拠書類等を抽出で調査し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し質疑を行うとともに、現地調査により施設の維持管理状況等を確認した。

6 監査の実施日及び実施場所

| 実施日 | 実施場所 | 所管課 |
|----------|---------------------------|-------|
| 5月28日(火) | 監査委員事務局 | 教育総務課 |
| 5月29日(水) | 伊良湖岬小学校 亀山小学校 福江中学校 | 教育総務課 |

7 監査の結果

事務及び事業は、軽微な事項を除き、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

なお、軽微な事項については、監査執行過程で注意したため、記述を省略する。